特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
14	児童手当の支給に関する事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

福岡県は、児童手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

福岡県知事

公表日

令和7年3月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称 児童手当の支給に関する事務				
②事務の概要	児童手当法に基づく児童手当の支給等に関する事務を行う。そのうち、特定個人情報を取扱う事務としては、手当の新規請求、額の改定請求および現況届の審査事務である。			
③システムの名称	児童手当システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー			

2. 特定個人情報ファイル名

児童手当情報ファイル

3. 個人番号の利用

| 17以于杭における符足の個人を譲別するにめの金方の利用寺に関する法律(平成 23 平法律弟 27

第9条第1項 別表 第81の項

法令上の根拠

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める 事務を定める命令(平成 26 年内閣府・総務省令第 5号)

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

	①実施の有無	[54	実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
	②法令上の根拠	号) 第19条第	第8号 別表:	第81の項	るための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27
行政手続 用特定個			人情報の提	定の個人を識別で 供に関する命令 6の項、第108条	「るための番号の利用等に関する法律第19 条第8号に基づく利

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	総務事務厚生課
②所属長の役職名	総務事務厚生課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

福岡県総務部県民情報広報課情報公開係 〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号 電話番号 092-643-3104

色出出 1, 002 010 010

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

福岡県総務部総務事務厚生課手当班 〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号 電話番号 092-643-3131

9. 規則第9条第2項の適用]]適用した
適用した理由		

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]		:満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
	いつ時点の計数か	令和	令和4年1月31日 時点			
2. 取扱者	2. 取扱者数					
特定個人情	特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かい いつ時点の計数か		500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満	
			令和4年1月31日 時点			
3. 重大事	3. 重大事故					
	内に、評価実施機関において特定個人 5重大事故が発生したか]	発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類			
	X-1] ぞれ重点項目評(書及び重点項目評価書 書及び全項目評価書
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワーク	ンステムを通じた	と入手を除く。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[特に力を入れて	:いる]	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され	
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[特に力を入れて	:いる]	<選択肢> 1) 特に力を入れ ² 2) 十分である 3) 課題が残され ²	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れて	:いる]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託			[0]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	Γ]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され ⁻	
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情報提供ネット	・ワークシステムを	・通じた提供を除く。)	[O]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[1	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され [・]	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手)	[O]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[特に力を入れて	:いる]	<選択肢> 1)特に力を入れ・ 2)十分である 3)課題が残され・	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[1	<選択肢> 1) 特に力を入れ・ 2) 十分である 3) 課題が残され・	

7. 特定個人情報の保管・	消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 人手を介在させる作業		[]人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。 ・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。 ・更新時には、本人からマイナンバーを取得し、登録されているマイナンバーに誤りがないか、確認すること。			

9. 監査				
実施の有無	[O]自己点検 [O]内部監査 []外部監査			
10. 従業者に対する教育・	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れて行っている2) 十分に行っている3) 十分に行っていない			
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する			
最も優先度が高いと考えられ る対策	[8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1)目的外の入手が行われるリスクへの対策 2)目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4)委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5)不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6)情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7)情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9)従業者に対する教育・啓発			
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢>			
特定個人情報取扱マニュアル及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関 編)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じ 判断の根拠 る。				

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年1月17日	Ⅱ しきい値判断項目/1.対 象人数	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事前	平成30年4月から福岡県警察 職員の児童手当についても取 り扱うことになるため、対象人 数の増加が見込まれるため。
平成30年1月17日	II しきい値判断項目/1. 対 象人数/いつ時点の計数か	平成28年12月1日 時点	平成29年12月1日 時点	事前	平成30年4月から福岡県警察職員の児童手当についても取り扱うことになるため、対象人数の増加が見込まれるため。
平成30年1月17日	II しきい値判断項目/2.取扱者数/いつ時点の計数か	平成28年12月1日 時点	平成29年12月1日 時点	事前	平成30年4月から福岡県警察職員の児童手当についても取り扱うことになるため、取扱者の増加が見込まれるため。
平成31年3月26日	I 関連情報/5. 評価実施機 関における担当部署/②所属 長の役職名	総務部総務事務厚生課長 飯田 みゆき	総務部総務事務厚生課長	事後	新様式への変更
平成31年3月26日	Ⅱ しきい値判断項目/1.対 象人数/いつ時点の計数か	平成29年12月1日 時点	平成31年1月31日 時点	事後	
平成31年3月26日	Ⅱ しきい値判断項目/2.取 扱者数/いつ時点の計数か	平成29年12月1日 時点	平成31年1月31日 時点	事後	
平成31年3月26日	IV リスク対策			事後	新様式への変更
令和4年3月15日	Ⅱ しきい値判断項目/1.対 象人数/いつ時点の計数か	平成31年1月31日 時点	令和4年1月31日 時点	事後	再評価
令和4年3月15日	II しきい値判断項目/2.取扱者数/いつ時点の計数か	平成31年1月31日 時点	令和4年1月31日 時点	事後	再評価
令和7年3月17日	I 関連情報/9. 規則第9条 第2項の適用 Ⅳ リスク対策/8. 人手を介在 させる作業 Ⅳ リスク対策/11. 最も優先 度が高いと考えられる対策			事後	新様式への変更

係る説明
福岡県警察 についても取 とめ、対象人 まれるため。
福岡県警察 についても取 とめ、対象人 まれるため。
福岡県警察 についても取 ため、取扱者 れるため。